

# 就学援助制度 よくある質問 Q&A

大田市教育委員会 総務課

(R4.10 作成)

## ○申請について

**Q** 申請書はどこでもらえますか。

**A** 大田市教育委員会総務課、またはお子様が通う学校でもらうことができます。また、大田市ホームページからダウンロードすることもできます。

**Q** 申請書はどこに提出すればいいですか。

**A** お子様が通う学校に提出してください。

**Q** 申請書は子どもごとに提出が必要ですか。

**A** お子様ごとではなく、お子様の通う学校ごとに申請書の提出が必要です。例えば、同じ小学校に通う小学生が2人いる場合は1枚の申請書で良いですが、小学生1人・中学生1人の場合は2枚の申請書を記入し、お子様が通うそれぞれの学校に提出してください。

**Q** 現在認定になっていますが、毎年申請しなければいけませんか。

**A** 就学援助は年度ごとに申請が必要です。現在認定になっていても毎年申請いただく必要があります。

**Q** 認定を受けるには、いつ頃申請書を提出すればいいですか。

**A** 令和5年4月から認定を受ける場合、以下の期日までに学校へ提出してください。

小学校新1年生を含む世帯…令和5年1月13日(金)

小学校新2年生～中学校新3年生のみの世帯…令和5年1月31日(火)

※ 現在認定になっていない世帯(大田市内在住)で、令和5年度に中学校新1年生になるお子様が  
おられる場合は、令和4年度中に認定されていないと新入学生徒学用品費の支給がありません。

令和4年度分の申請書もあわせて提出してください。

※ 大田市外から4月1日付で大田市内の小中学校へ入学する方は、4月15日までに申請書を提出  
してください。認定になった場合、新入学児童生徒学用品費は1学期分の就学援助費と合わせて  
6月末に支給します。

**Q** 上記のタイミングでしか申請できませんか。

**A** 申請は随時受け付けています。ただし、申請書を提出された月の翌月から認定となるため、早めの申請  
をお願いします。

(例:9月に申請した場合、10月1日から認定)

Q 小学校新1年生になる子どもがいますが、期日までに申請をすることを忘れていました。期日を過ぎても入学するまでに申請書を出せば新入学児童生徒学用品費は支給されますか。

A 期限を過ぎて申請された場合は、新入学児童生徒学用品費は支給しません。ただし、申請自体は受け付けますので、4月審査を行います。認定となれば、新入学児童生徒学用品費を除き、4月分から就学援助費が支払われます。

Q 子どもが特別支援学級に在籍しており、特別支援教育就学奨励費を受給していますが、就学援助の申請はできますか。

A 可能です。ただし、併給はできないため、援助額の多い就学援助を優先します。

なお、通級指導教室を利用している児童生徒については、就学援助費を受給していても、通級指導に要する交通費（在籍校から通級指導教室間）が特別支援教育就学奨励費から支給されます。

※ その場合は別途特別支援教育就学奨励費の申請が必要です。

Q 大田市外に住んでおり、大田市内の学校に区域外就学している場合でも申請できますか。

A 可能です。大田市と住んでいる自治体の両方に申請いただけます。就学援助項目のうち、給食費と医療費は学校のある大田市から支給され、その他の項目は住んでいる自治体から支給されます。

※ 就学援助制度の認定基準は市町村ごとに異なります。

Q 年度途中で大田市に引っ越す予定です。いつ頃申請すればいいですか。

A 転入日以降に申請してください。

就学援助の申請をする際、申請理由によっては所得課税証明書が必要です。令和4年1月1日時点で住所登録のあった市町村で発行される令和4年度の所得課税証明書を添付してください。

※ 所得課税証明書はほとんどの市町村で郵送請求が可能です。

Q チラシに書いてある世帯の総所得金額を上回っていますが、申請してもいいですか。

A 認定となる基準額は世帯員の人数や年齢、社会保険料などの控除額によって変動するため、チラシに記載している総所得金額以上でも認定となる場合があります。教育委員会での審査をもって判定が出るので、援助を希望される場合は申請いただいて構いません。

## ○認定について

Q 祖父母と同居していますが、世帯は分けており、生計も別です。申請書に書かなければいけませんか。

A 就学援助の「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。生計や住民票上の世帯を別にしていても、同じ家に住んでいる方は生計同一とみなすため、申請書に記載してください。

※ 審査の際、世帯員の確認のため電話を行う場合があります。

Q 単身赴任している家族がいます。申請書にかなければいけませんか。

A 同じ家には住んでいなくても、その世帯の生計を維持している方は生計同一とみなすため、申請書に記載してください。

Q 審査結果はいつ頃わかりますか。

A 4月～5月審査(1月～4月末までの申請)…5月中旬頃学校を通じてお知らせします。  
6月審査(5月申請)以降…申請した月の翌月中旬頃に学校を通じてお知らせします。

Q 所得審査の対象となる所得はいつのものですか。

A 4月～5月審査(1月～4月末までの申請)…前前年の1～12月中の所得  
(令和4年4月に申請した場合、令和2年1月～12月の所得)

6月審査(5月申請)以降…前年の1～12月中の所得

(令和4年6月に申請した場合、令和3年1月～12月の所得)

なお、6月に住民税額の改定があるため、4～5月に認定となっている方も前年の所得をもとに再審査を行います。前年の所得が基準額以上となった場合は、4月に認定となっても6月末で認定取消となる場合があります。

Q 所得は何を見たらわかりますか。

A 令和〇年分(所得審査の対象となる年)源泉徴収票…「給与所得控除後の金額」  
令和〇年度(申請する年度)市民税・県民税税額通知書…「総所得金額①」

令和 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
氏名		(フリガナ)									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
	内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	円	円	千 円	千 円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
老人		特 定	老 人	そ の 他		特 別	そ の 他				
有	従有	千 円	人 従人	人 従人	人 従人	人	内 人	人	人	人	人

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与 以外の合算 所得区分	営業所得	農所得	林所得	雑所得	課税標準	総所得③		
	給与所得(所得金額調整控除後)			配当所得	雑所得	山林所得			山林所得		
	その他の所得計			雑所得	雑所得	分離短期譲渡			分離短期譲渡		
所得	雑損		雑所得	雑所得	分離長期譲渡		株式等の譲渡				
	雑損		雑所得	雑所得	上場株式等の配当等		先物取引				
	雑損		雑所得	雑所得							

Q 公的年金も所得審査に含まれますか。

A 「公的年金等の雑所得」という所得に区分されるため、審査に含まれます。ただし、「公的年金等の雑所得」は年金収入の金額から一定の計算を行うことによって求めるため、年金収入の額がそのまま所得に反映されるというわけではありません。

Q 最近病気で失業し、収入がなくなりました。認定してもらえますか。

A 前年の所得が認定基準額を超えている場合でも、急激な収入の減少があり生活が苦しい場合は認定となる場合があります。大田市教育委員会総務課(TEL:0854-83-8121)までご相談ください。

## ○支給について

Q 援助費の5割支給とはなんですか。

A 以下に該当する場合は、就学援助費の支給額の5割が支給されます。

- ・児童扶養手当が一部支給されており、所得が生活保護基準額の1.1倍を超える世帯
  - ・経済的理由で申請された方で、所得が生活保護基準額の1.1倍以上～1.2倍以下の世帯  
(経済的理由で申請され、所得が生活保護基準額の1.2倍以上だと認定になりません)
- 例えば、給食費は毎月かかった金額の半分は就学援助費から支給され、半分は保護者負担となります。

Q 以前住んでいた自治体で就学援助の認定になっていましたが、その自治体で支払われていた費目が大田市にはありません。なぜですか。

A 就学援助制度は自治体によって異なるため、認定要件や支給費目、支給額に違いがあります。

Q 修学旅行のお金を事前に振り込んでもらえませんか。

A 修学旅行や校外学習は、行事が終わったあと教育委員会にてかかった経費を確認してから支給されるため、事前の支給はできません。

## ○申請内容の変更について

Q 「児童扶養手当の受給」により認定となりましたが、年度途中で受給資格を喪失しました。引き続き援助を受けるためにはどうしたらいいですか。

A 受給資格を喪失した場合、喪失した日の月末までは認定となります。翌月から再度認定を受けたい場合は、「児童扶養手当の受給」以外の理由で申請を行ってください。

Q 大田市内で引っ越しを行い、それに伴い子どもも転校しました。再度申請が必要ですか。

A 世帯状況に変更がなければ年度内は再度申請する必要はありませんが、就学援助を受けていることを転校先の学校へ伝えてください。

Q 年度途中で支給口座は変更できますか。

A 可能です。学校または教育委員会にある「口座振込申出書」を記入し、口座情報を確認できる書類(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し、電子通帳の画面コピーなど)と一緒に、お子様が通っている学校に提出してください。